

鳥取県告示第257号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成21年5月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

- 1 申請のあった年月日
平成21年3月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あかね
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
藤井 利津子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市関金町関金宿199
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害児（者）・高齢者及び地域の子どもに対して、地域で共に安心して生活できる支援に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
役員の定数、理事の職務及び総会に出席できない場合の表決方法